

2021年5月10日

株 主 各 位

東京都港区南青山二丁目27番25号

株式会社 P R T I M E S

代表取締役社長 山 口 拓 己

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルスへの感染が懸念される状況が続いておりますので、株主様には健康状態にかかわらず、ご来場は極力お控えいただき、書面（郵送）又はインターネットにより議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）又はインターネットによる議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、行使期限であります2021年5月25日（火曜日）午後7時までにて下記に従いお手続きくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットによる議決権行使

上記の行使期限までに、当社の指定する議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスいただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

株主の皆様には株主総会の模様をご覧いただけるよう、当日はインターネットによるライブ配信を実施いたします。なお、ご視聴の株主様におかれましては、議場での議決権行使、ご質問を承ることができませんのでご了承ください。

今後の状況により株主総会の運営等に関して大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

(<https://prtimes.co.jp/ir/>)

記

1. 日 時 2021年5月26日(水曜日)午前10時(受付開始午前9時30分)
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号
渋谷東口ビル4階「TKPガーデンシティ渋谷ホール4A」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 第16期(2020年3月1日から2021年2月28日まで)事業報告
及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 取締役の報酬限度額改定の件
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項
4頁「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、修  
正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス  
<https://prtimes.co.jp/ir/>)に掲載させていただきます。

## 「新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ」

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主様の安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。何卒ご理解、ご協力のほど、宜しく願い申し上げます。

- (1) 株主様同士のお席の間隔を広くとるため、十分な座席数が確保できない可能性がございます。
- (2) ご来場なさらずとも、同封の議決権行使書用紙またはインターネットによる、事前行使を是非ご利用ください。
- (3) お土産、キッズルームのご用意はございません。
- (4) ご来場の株主様におかれましては、開催日時点での感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申し上げます。
- (5) 出席する役員及び運営メンバーはマスクを着用して対応させていただきます。
- (6) 当日の様子は、インターネットによるライブ配信でご視聴いただけます。詳細は当社コーポレートサイトの「株主・投資家情報」ページにてご案内いたします。なお、ご視聴の株主様におかれましては、議場での議決権行使、ご質問を承ることができませんのでご了承ください。

今後の状況により株主総会の開催方針に大きな変更が生じる場合は、当社コーポレートサイトの「株主・投資家情報」ページにおいてお知らせいたします。

<https://prtimes.co.jp/ir/>

## 議決権の行使等についてのご案内

### 1. ウェブ開示に関する事項

当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://prtimes.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ・計算書類の個別注記表

### 2. インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## 記

### (1) 議決権行使サイトについて

①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

②パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

③携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。

④インターネットによる議決権行使は、2021年5月25日（火曜日）の午後7時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

### (2) インターネットによる議決権行使方法について

#### ①パソコン、携帯電話による方法

・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

・株主様以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

#### ②スマートフォンによる方法

・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。

・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記(2)①パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。  
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

(3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(4) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について  
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

【システム等に関するお問合せ】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

・電話 0120-173-027(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

(添付書類)

## 事業報告

(2020年3月1日から  
2021年2月28日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度(2020年3月1日～2021年2月28日)の当社におきましては、引き続きプレスリリース配信サービス「PR TIMES」の基盤強化を進めながら、企業発表情報のプラットフォームとして、新型コロナウイルス感染拡大という未曾有の事態の中でも、生活者に正しく有益な情報を届けるため、最善を尽くしてまいりました。新型コロナウイルス感染拡大初期は、「PR TIMES」のプレスリリースの利用機会が減少し、プレスリリース件数の成長率は鈍化しておりましたが、一方で「マスク」「消毒液」といった新型コロナウイルス感染症に起因する内容のプレスリリースが多く読まれ、2020年5月のサイト閲覧数は過去最高の5,221万ページビューを記録しました。5月25日に1回目の緊急事態宣言が解除されたことで、プレスリリース件数はコロナ禍以前の成長率を取り戻し、12月には過去最高の月間21,838件を記録しております。利用企業社数は2021年2月に50,633社(前年同期比13,916社増加)に達し、国内上場企業のうち44.7%の企業にご利用いただいております。メディアユーザー数も20,307名となり、引き続き成長基調を維持しております。プレスリリースの配信と受信双方の増加に伴いネットワーク効果が大きく働き、「PR TIMES」は従来の報道向け素材資料であるプレスリリースの情報流通サービスから、PR(パブリック・リレーションズ)プラットフォームへと変容を遂げております。

また、新規事業として取り組んでおります広報・PR効果測定サービス「Webクリッピング」のユーザー数は12,368名、タスク・プロジェクト管理ツール「Jooto」のユーザー数は262,694名、クラウド情報整理ツール「Tayori」のアカウント数は42,251名となりました。「Jooto」については、2021年1月よりテレビCMを放映し、2月よりタクシー内でも放映する等積極的に投資を行っております。いずれのサービスもユーザー数もしくはアカウント数は伸びているものの、有料課金率は極めて低く、投資フェーズが続いております。

これらの結果、当事業年度の売上高は3,765,954千円（前事業年度比30.6%増）、営業利益は1,301,329千円（前事業年度比156.5%増）、経常利益は1,299,420千円（前事業年度比156.2%増）、当期純利益は1,043,392千円（前事業年度比280.0%増）となりました。なお、2020年度中期経営計画（2016年7月13日発表）において掲げた、事業目標である「PR TIMES」利用企業社数5万社及び中期業績目標である営業利益10億円を達成しております。

なお、当社は、2020年3月1日付で連結子会社でありました株式会社マッシュメディアを吸収合併したため、当事業年度より連結計算書類を作成しておりません。それに伴い、前期との比較につきましては、単体の前事業年度と比較しております。

また、当社はプレスリリース配信事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績記載は省略しております。

## ② 設備投資の状況

当事業年度において、当社が実施いたしました設備投資の金額は127,765千円であります。主として、新サービスの自社開発、既存サービスのリニューアル、事務機器及び通信機器の新設であります。これらの結果、当事業年度末の固定資産残高は406,759千円となりました。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は2019年12月13日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社マッシュメディアを吸収合併することを決議し、2020年3月1日を効力発生日として吸収合併しました。

## 企業結合の概要

(a) 相手企業の名称及び取得した事業の内容

相手企業の名称 株式会社マッシュメディア

事業の内容 メディア企画・運営

(b) 企業結合を行った主な理由

株式会社マッシュメディアは、メディア企画・運営事業をしておりますが、経営資源の集約・効率的な組織運営を図ることを目的として、当社の完全子会社である同社を吸収合併することといたしました。

(c) 企業結合日 2020年3月1日

(d) 企業結合の法的形式 吸収合併

当社は2020年12月11日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社 i s m を吸収合併することを決議し、2021年2月1日を効力発生日として吸収合併しました。

## 企業結合の概要

(a) 相手企業の名称及び取得した事業の内容

相手企業の名称 株式会社 i s m

事業の内容 Webメディア制作・企業PR支援

(b) 企業結合を行った主な理由

株式会社 i s m は、Webメディア制作・企業PR支援事業をしておりますが、経営資源の集約・効率的な組織運営を図ることを目的として、当社の完全子会社である同社を吸収合併することといたしました。

(c) 企業結合日 2021年2月1日

(d) 企業結合の法的形式 吸収合併

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は2020年10月1日に株式会社 i s m の全株式を取得し、完全子会社としました。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分           | 第13期<br>自2017年3月1日<br>至2018年2月28日 | 第14期<br>自2018年3月1日<br>至2019年2月28日 | 第15期<br>自2019年3月1日<br>至2020年2月29日 | 第16期<br>(当事業年度)<br>自2020年3月1日<br>至2021年2月28日 |
|---------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------------------|
| 売 上 高(千円)     | 1,697,840                         | 2,255,750                         | 2,884,020                         | 3,765,954                                    |
| 経 常 利 益(千円)   | 326,339                           | 427,723                           | 507,156                           | 1,299,420                                    |
| 当 期 純 利 益(千円) | 157,262                           | 316,346                           | 274,592                           | 1,043,392                                    |
| 1株当たり当期純利益(円) | 12.05                             | 23.68                             | 20.71                             | 80.01                                        |
| 総 資 産(千円)     | 1,783,623                         | 2,108,401                         | 2,046,614                         | 3,457,974                                    |
| 純 資 産(千円)     | 1,420,563                         | 1,739,782                         | 1,472,875                         | 2,484,504                                    |
| 1株当たり純資産額(円)  | 106.38                            | 129.59                            | 112.93                            | 190.63                                       |

- (注) 1. 当社は、2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、さらに2020年8月5日付で普通株式1株につき2株の株式分割をいたしました。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 前事業年度までは連結計算書類での財産及び損益の状況で記載しておりましたが、当事業年度より非連結決算に移行したことから単体での財産及び損益の状況で記載しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

| 会社名      | 資本金         | 当社に対する議決権比率 | 当社との関係           |
|----------|-------------|-------------|------------------|
| (株) ベクトル | 2,880,131千円 | 58.3%       | プレスリリース配信サービスの提供 |

#### ② 親会社等との間の取引に関する事項

株式会社ベクトルとの取引につきましては、定期的に契約の見直しを行っております。また、株式会社ベクトルに限らず関連当事者取引等については、経営戦略上または営業戦略上必要な場合を除き、原則行わないという基本方針であります。関連当事者取引等の実施につきましては、少数株主の保護の観点から、当該取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、当該取引が合理的判断に照らして有効であるか、また、取引条件等は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、かつ、監査役会で審議を行い、取締役会の決議により行う方針であります。

#### ③ 重要な子会社の状況

| 会社名            | 資本金      | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容  |
|----------------|----------|----------|----------|
| (株) THE BRIDGE | 15,000千円 | 95%      | メディア運営事業 |

- (注) 1. 当社は、2021年3月12日開催の取締役会において、株式会社THE BRIDGEを新設することを決議しました。
2. 当社は、2019年12月13日開催の取締役会において、当社の100%子会社である株式会社マッシュメディアを吸収合併することを決議し、2020年3月1日付で吸収合併いたしました。

### (4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主要な課題は、以下の項目と認識しております。

#### ① 「PR TIMES」の継続的な成長

当社では、「行動者発の情報が、人の心を揺さぶる時代へ」というミッションを実現するために、プレスリリース配信サービス「PR TIMES」を社会的な情報インフラと呼ぶに相応しい存在にすることを目指しています。日本全国各地において、情報発信する企業や団体、提携するメディアを増やし、生活者にとって質の高い情報を届けられるよう、安定的なシステム運用と、継続して利用いただける顧客対応が重要であると考えております。また、日本国内での展開に留まらず、「PR TIMES」を世界で有数のインターネットサービスにするためにグローバル展開にも挑戦してまいります。

## ② 「PR TIMES」を超える事業の創出

持続的な企業価値向上を実現するためには、「PR TIMES」を超えるような新しい事業の台頭も必要不可欠です。タスク・プロジェクト管理ツール「Jooto」、クラウド情報整理ツール「Tayori」のユーザー数やアカウント数は堅調に推移しているものの、有料課金率は極めて低い状況です。引き続き規律のある投資と業績管理を行い、第2、第3の収益事業の創出と成長を実現してまいります。

## ③ 事業成長を牽引する人材の台頭や組織の構築

飛躍的かつ継続的な事業成長を遂げるには、経営者人材の台頭と柔軟かつ多様な組織づくりが必要と考えています。当社が考える経営者人材とは、社会に対して新しい価値を創造して、それをビジネスモデルにして、リソースの獲得・オペレーションの構築・持続的な収益の確立など、事業を丸ごと担える人材のことで、「PR TIMES」を超える事業をつくるというマインドを持ち合わせていることも重要だと考えており、そういった人材の台頭を望んでいます。また、性別・年齢・国籍等の違いを超えた多様な人材が有する能力や発想、価値観を組織に組み入れることで、組織全体の活性化を図ってまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2021年2月28日現在)

| 事業区分        | 事業内容                         |
|-------------|------------------------------|
| プレスリリース配信事業 | 当社サービス (PR TIMES) の運営その他関連事業 |

## (6) 主要な事業所 (2021年2月28日現在)

| 名称 | 所在地                                |
|----|------------------------------------|
| 本社 | 東京都港区南青山二丁目27番25号<br>ヒューリック南青山ビル3階 |

## (7) 使用人の状況 (2021年2月28日現在)

| 使用人数      | 前事業年度末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-------------|-------|--------|
| 65 (84) 名 | 31名増 (34名増) | 29.7歳 | 2.5年   |

- (注) 1. 使用人数は正社員の期末在籍者数であり、契約社員、アルバイト及び派遣社員は、( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 前事業年度は使用人数には契約社員を含めておりましたが、当事業年度から

- 注1.の方針としたため、前事業年度末比増減も当方針で記載しております。
3. 平均年齢及び平均勤続年数は、正社員の期末在籍者数を基に算出しております。

- (8) **主要な借入先の状況** (2021年2月28日現在)
- 該当事項はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

### (新株予約権の発行)

#### 1. 第5回新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

当社は、2021年4月13日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社代表取締役に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

|                                      |                                |
|--------------------------------------|--------------------------------|
| 新株予約権の割当日                            | 2021年4月30日                     |
| 新株予約権の数                              | 390個                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                     | 普通株式                           |
| 新株予約権の目的となる株式の数                      | 39,000株                        |
| 新株予約権の発行総額                           | 39,000円（1個当たり100円）             |
| 新株予約権の行使時の払込金額                       | 1株当たり3,750円                    |
| 新株予約権の行使期間                           | 自 2027年6月1日<br>至 2033年4月30日    |
| 新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 3,751円<br>資本組入額 1,876円    |
| 新株予約権の行使の条件                          | (注)                            |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                       | 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 新株予約権の割当対象者及び割当個数                    | 当社代表取締役 390個                   |

(注) 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- ① 新株予約権者の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2025年2月期から2027年2月期のいずれかの事業年度において、有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益の額が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

なお、上記における営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- (a) 2,800百万円を超過した場合：付与を受けた新株予約権のうち50%  
(b) 3,150百万円を超過した場合：付与を受けた新株予約権のうち75%  
(c) 3,500百万円を超過した場合：付与を受けた新株予約権のうち100%

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 2. 第6回新株予約権の発行

当社は、2021年4月13日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、時価発行新株予約権信託の受託者であるコタエル信託株式会社に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

|                                      |                                |
|--------------------------------------|--------------------------------|
| 新株予約権の割当日                            | 2021年4月30日                     |
| 新株予約権の数                              | 960個                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                     | 普通株式                           |
| 新株予約権の目的となる株式の数                      | 96,000株                        |
| 新株予約権の発行総額                           | 96,000円（1個当たり100円）             |
| 新株予約権の行使時の払込金額                       | 1株当たり3,750円                    |
| 新株予約権の行使期間                           | 自 2027年6月1日<br>至 2033年4月30日    |
| 新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 3,751円<br>資本組入額 1,876円    |
| 新株予約権の行使の条件                          | （注1）                           |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                       | 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 新株予約権の割当対象者及び割当個数                    | 受託者コタエル信託株式会社 960個<br>（注2）     |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- ① 新株予約権者の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2025年2月期から2027年2月期のいずれかの事業年度において、有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益の額が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
    - (a) 2,800百万円を超過した場合：付与を受けた新株予約権のうち50%
    - (b) 3,150百万円を超過した場合：付与を受けた新株予約権のうち75%
    - (c) 3,500百万円を超過した場合：付与を受けた新株予約権のうち100%
  - ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員または顧問の地位にあり、かつ、本新株予約権の行使時点において当社または当社関係会社に対する勤続年数が5年以上であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - ③ 上記②は、新株予約権者が当社と契約関係にある信託会社であって、当該信託会社が信託契約の定めに従い本新株予約権を行使する場合には適用しない。
  - ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

### (譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2021年4月13日開催の取締役会において、一定の条件を満たす当社の執行役員及び使用人を対象に、譲渡制限付株式制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

#### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の執行役員及び使用人が、当社株式を所有することにより経営参画意識を高めるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入する制度であります。

## (2) 本制度の概要

### ① 対象者

本制度の対象となる執行役員及び使用人（以下「対象者」という。）は2021年6月1日に在籍している者であって、譲渡制限付株式の割当てを決定する時点において、割当てを希望する執行役員及び使用人を予定しております。

当社は、対象者に対し、現物出資財産として給付するための金銭報酬債権を支給しますが、これにより対象者は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権のすべてを現物出資財産として給付することで、譲渡制限付株式としての当社普通株式の発行又は処分を受けません。なお、金銭報酬債権の支給により対象者の賃金が減額されることはありません。

### ② 割当株式数

今回、本制度に基づき対象者に対して当社が新たに発行又は処分する当社普通株式の総数は、10,000株以内（発行済株式総数に占める割合0.08%）の予定とし、その発行又は処分の価額は恣意性を排除した形で算出を行い、対象者にとって特に有利な価額に該当しない金額といたします。

### ③ その他

上記(1)記載の導入目的をより効果的に実現するため、譲渡制限付株式には一定の譲渡制限期間及び無償取得事由が付されます。譲渡制限付株式の割当てに関するその他の具体的内容につきましては、取締役会において決定されます。

## (ご参考)

当社は、2021年5月26日開催予定の第16回定時株主総会に、取締役の報酬限度額の改訂及び上記の譲渡制限付株式とは異なる設計の譲渡制限付株式報酬制度に関する議案を付議する予定であります。

## 2. 株式等、会社役員、会計監査人に関する事項

### (1) 株式の状況 (2021年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株  
 ② 発行済株式の総数 13,457,200株 (自己株式424,931株を含む。)

(注) 発行可能株式総数及び発行済株式の総数は、2020年8月5日付の株式分割 (普通株式1株につき2株) により、それぞれ20,000,000株増加、6,728,600株増加しております。

- ③ 株主数 5,443名  
 ④ 大株主

| 株 主 名                                         | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------|------------|---------|
| 株 式 会 社 ベ ク ト ル                               | 7,600,000株 | 58.3%   |
| 山 口 拓 己                                       | 706,000    | 5.4     |
| 株式会社日本カストディ銀行<br>(信託口9)                       | 558,700    | 4.2     |
| 日本マスタートラスト<br>信託銀行株式会社 (信託口)                  | 213,200    | 1.6     |
| 株式会社日本カストディ銀行<br>(信託口)                        | 207,000    | 1.5     |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社                               | 155,600    | 1.1     |
| MORGAN STANLEY & CO. LLC                      | 118,907    | 0.9     |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC<br>ISG (FE-AC) | 112,576    | 0.8     |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                             | 104,343    | 0.8     |
| 株式会社日本カストディ銀行<br>(信託B口)                       | 79,600     | 0.6     |

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (424,931株) を控除して計算しております。  
 2. 当社は、424,931株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

⑤ 当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定及び定款の定めにより、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

2021年2月16日開催の当社取締役会決議に基づく自己株式の取得

- ・ 取得日 2021年2月17日
- ・ 取得した株式の総数 8,000株
- ・ 株式の取得価額の総額 31,320,000円

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

### 第3回新株予約権

| 区 分                                        | 新 株 予 約 権 の 内 容                              |
|--------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                  | 2017年3月16日                                   |
| 新 株 予 約 権 の 数                              | 360個                                         |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数         | 普通株式 144,000株                                |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                        | 新株予約権と引換えに払込は要しない                            |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 | 新株予約権1個あたり 231,200円<br>(1株あたり 578円)          |
| 権 利 行 使 期 間                                | 2021年6月1日から<br>2027年3月31日まで                  |
| 行 使 の 条 件                                  | (注)                                          |
| 取 締 役 の 保 有 状 況 ( 社 外 取 締 役 を 除 く )        | 新株予約権の数 360個<br>目的となる株式数 144,000株<br>保有者数 1名 |

#### (注) 1. 新株予約権の主な行使条件

- (1) 新株予約権者は、2020年2月期乃至2021年2月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、割り当てられた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、新株予約権の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- (a) 700百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち70%
  - (b) 800百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち80%
  - (c) 900百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち90%
  - (d) 1,000百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち100%
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うこ

とはできない。

(5)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 2018年3月1日付で行った普通株式1株につき2株とする株式分割、さらに2020年8月5日付で行った普通株式1株につき2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

#### 第4回新株予約権

| 区 分                                        | 新 株 予 約 権 の 内 容                     |
|--------------------------------------------|-------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                  | 2017年3月16日                          |
| 新 株 予 約 権 の 数                              | 1,440個                              |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数         | 普通株式 576,000株                       |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                        | 新株予約権と引換えに払込は要しない                   |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 | 新株予約権1個あたり 231,200円<br>(1株あたり 578円) |
| 権 利 行 使 期 間                                | 2021年6月1日から<br>2027年3月31日まで         |
| 行 使 の 条 件                                  | (注)                                 |
| 新 株 予 約 権 の 割 当 対 象 者 数 及 び 割 当 個 数        | 受託者 税理士法人トラスト 1,440個                |

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件

(1)受託者より本新株予約権の交付を受けた者(以下「受益者」という。)は、2020年2月期乃至2021年2月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、受益者が交付を受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a)700万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち70%

- (b) 800百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち80%
  - (c) 900百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち90%
  - (d) 1,000百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち100%
- (2) 本新株予約権の行使時点において当社または当社関係会社に対する勤続年数が5年以上であることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. 2018年3月1日付で行った普通株式1株につき2株とする株式分割、さらに2020年8月5日付で行った普通株式1株につき2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2021年2月28日現在）

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                             |
|----------|------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 山口拓己 | (株)グッドパッチ 社外取締役                                                                          |
| 取締役      | 三島映拓 | 経営管理本部長                                                                                  |
| 取締役      | 戸崎康之 | (株)ベクトル 執行役員経営戦略本部長<br>(株)スマートメディア 取締役<br>(株)あしたのチーム 取締役                                 |
| 取締役      | 鎌田和彦 | (株)オープンハウス 取締役副社長<br>(株)オープンハウス・アーキテクト 取締役                                               |
| 取締役      | 鈴木啓太 | AuB(株) 代表取締役<br>(株)ランシシステム 社外取締役                                                         |
| 常勤監査役    | 向川壽人 | 向川公認会計士事務所 所長<br>オリコン(株) 社外取締役<br>(株)アドバンスト・メディア 社外監査役<br>(株)スリー・ディー・マトリックス 社外監査役        |
| 監査役      | 田中紀行 | 弁護士法人港国際法律事務所東京事務所 所長<br>(株)NewsTV 社外監査役<br>一般財団法人日本製薬医学会 評議員                            |
| 監査役      | 羽入敏祐 | ひので監査法人 法人社員<br>日之出コンサルティング(株) 代表取締役<br>RPAホールディングス(株) 取締役(監査等委員)<br>(株)Re-Tech RaaS 監査役 |

- (注) 1. 取締役鎌田和彦氏及び鈴木啓太氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役向川壽人氏及び田中紀行氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役向川壽人氏及び監査役羽入敏祐氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役田中紀行氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役鎌田和彦氏、取締役鈴木啓太氏、常勤監査役向川壽人氏及び監査役田中紀行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2021年2月28日現在の執行役員は以下のとおりであります。

|         |       |           |
|---------|-------|-----------|
| 地 位     | 氏 名   | 担 当       |
| 執 行 役 員 | 江 口 学 | 営 業 本 部 長 |

② 当事業年度中に退任した取締役

| 氏名    | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・担当<br>及び重要な兼職               |
|-------|------------|------|------------------------------------|
| 長谷川 創 | 2020年5月26日 | 任期満了 | 取締役<br>(株)ベクトル 取締役副社長<br>兼 グループCOO |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

④ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

|                 |                                        |
|-----------------|----------------------------------------|
| 被 保 険 者 の 範 囲   | 取締役及び監査役、執行役員、管理職従業員                   |
| 主 な 補 償 対 象 事 故 | 株主代表訴訟、法人有価証券賠償請求                      |
| 保 険 料 負 担       | 全額当社負担                                 |
| 主 な 免 責 事 由 等   | 被保険者の背信行為、犯罪行為、詐欺的な行為、違法に得た私的利益または便宜供与 |

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

| 区 分                | 支 給 人 員    | 支 給 額                  |
|--------------------|------------|------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 6名<br>(2名) | 68,921千円<br>(7,200千円)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 12,000千円<br>(9,000千円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 9名<br>(4名) | 80,921千円<br>(16,200千円) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2013年12月26日開催の臨時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2014年7月16日開催の臨時株主総会において年額2,000万円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度末現在の人員と支給人員が相違しているのは、2020年5月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいるためであります。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 方針の決定方法

個人別の報酬等の内容についての決定方針については、2021年4月13日開催の取締役会にて決定しております。

2. 方針の概要

取締役の報酬は、基本報酬のみで構成されております。基本報酬は2013年12月26日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内として決議をいただいております。取締役の報酬水準は、社会情勢や市場水準、他社との比較等を考慮のうえ、当社における経営の意思決定及び監督機能を十分に発揮するための対価として相応しい水準を設定する方針としております。なお、各取締役の報酬は、株主総会で決議した限度額の範囲内で、取締役会から一任を受けた代表取締役である山口拓己にて決定しております。

⑦ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役鎌田和彦氏は、株式会社オープンハウスの取締役副社長であります。また、株式会社オープンハウス・アーキテクトの取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 取締役鈴木啓太氏は、AuB株式会社の代表取締役であります。また株式会社ランシシステムの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ③ 監査役向川壽人氏は、向川公認会計士事務所の所長であります。また、株式会社アドバンスト・メディア、株式会社スリー・ディー・マトリックスの社外監査役、オリコン株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ④ 監査役田中紀行氏は、弁護士法人港国際法律事務所東京事務所の所長であります。また、株式会社NewsTVの社外監査役、一般財団法人日本製薬医学会の評議員であります。株式会社NewsTVは当社の兄弟会社ですが、当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。

## 2. 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名                | 活 動 状 況                                                                                                                                                                                           |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 鎌 田 和 彦        | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回（出席率94.1%）に出席いたしました。他の会社において取締役として豊富な経営経験と幅広い見識を有しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                                                                                |
| 取締役 鈴 木 啓 太        | 2020年5月26日の就任以降に開催された取締役会11回のうち11回（出席率100%）に出席いたしました。プロアスリートや経営者としての幅広い経験や見識を有しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                                                                           |
| 常 勤<br>監査役 向 川 壽 人 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回（出席率100%）に出席いたしました。また当事業年度に開催された監査役会18回のうち18回（出席率100%）に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提案を行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議や意見交換等を行っております。 |
| 監査役 田 中 紀 行        | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回（出席率100%）に出席いたしました。また当事業年度に開催された監査役会18回のうち18回（出席率100%）に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提案を行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議や意見交換等を行っております。   |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

|                                           | 支 払 額    |
|-------------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                       | 21,000千円 |
| 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 21,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、東陽監査法人の報酬について、会計監査人の監査の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠などが適切であると判断し、これに同意いたしました。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  1. 当社は、当社及び当社の子会社（以下、当社グループという）の役職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため「コンプライアンス・ポリシー」を制定し、取締役自らがこれを順守するとともに、代表取締役がその精神を使用人に反復伝達します。
  2. 当社は、コンプライアンス・リスク委員会、稟議制度、契約書類の法務審査制度、内部監査及び法律顧問による助言等の諸制度を柱とするコンプライアンス体制を構築し、取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保しております。
  3. コンプライアンス・リスク委員会は、当社グループにおいて万が一不正行為が発生した場合は、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて管理本部は、再発防止策の展開等の活動を推進します。
  4. 法令違反その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、通報・窓口を設け、「コンプライアンス内部通報規程」に基づき適切な運用を行います。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  1. 情報セキュリティについては「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティマネジメントシステムを確立します。情報セキュリティに関する具体的施策については、「情報セキュリティ委員会」で審議し、当社グループで横断的に推進します。
  2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」、「個人情報管理基本規程」、「インサイダー取引防止に関する規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社は「コンプライアンス・ポリシー」を上位概念としながらも、「コンプライアンス・リスク委員会」及び「事故・不祥事等対応規程」を設置、制定することで、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。
2. 当社は、当社グループにおける防災計画の立案及び防災体制の整備等、防災全般に関する諸事情の構築を推進すべく、事業継続計画を制定し、災害発生時の対応体制等を確立することにより、災害による人的・物的被害を予防、軽減しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。
2. 取締役会決議により、取締役の担当職務を明確化するとともに、「組織規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役・使用人の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図っております。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社グループの総合的かつ健全な発展を図り、業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」及び「職務権限規程」を制定し、子会社の事業運営に関する重要な事項については当社の承認を必要とすることとしております。
2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社グループは「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営を管理し、事業の適正を確保しております。また「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、当社グループが直面する様々なリスクを一元管理し、コンプライアンス・リスク委員会を設置してリスク管理体制を強化しております。

3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの経営課題に対する共通認識を持ち、グループ企業価値最大化に向けた経営を行うため、子会社に当社取締役を派遣する体制を採っております。

4. 子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「コンプライアンス・ポリシー」を通じて、子会社の順法体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行っております。

5. その他の当社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親子間取引における不適切な取引及び会計処理を防止するため、監査役会及び内部監査部門が連携して監査体制を整備し、企業集団における業務の適正を確保しております。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、可及的速やかに適切な使用人を監査役付として配置するものとします。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役からの独立性を強化するため、監査役を補助すべき使用人の業績考課、人事異動、賞罰の決定については事前に監査役の同意を得なければならないものとします。

- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は、他部門へ協力体制の確保を依頼できるものとします。また、監査役の代理出席を含む必要な会議へ参加できるものとします。その他、必要な情報収集権限を付与します。

⑨ 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- イ) 当社は、取締役会のほか、その他重要会議体への監査役の出席を求めるとともに、業績等会社の業務の状況を担当部門により監査役へ定期的に報告します。
- ロ) 監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行っております。
- ハ) 「コンプライアンス内部通報規程」に基づき、内部通報窓口を設置しております。

2. 子会社の取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- イ) 監査役は、子会社の稟議書や計算書類を閲覧し、必要に応じて子会社の取締役、使用人等に説明を求めることができますものとします。
- ロ) 子会社の取締役、使用人等は、会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとします。

⑩ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス内部通報規程」において、通報者に不利益が及ばないよう配慮しております。

⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
代表取締役は、監査役会と定期的に情報交換を行うものとし、当社グループの経営の状況に関する情報の共有化を図っております。

監査役より稟議書その他の重要文書の閲覧の要請がある場合は、当該要請に基づき、担当部門が直接対応し、その詳細につき報告を行います。

- ⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。

当社の各部門及び当社子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

- ⑭ 反社会的勢力を排除する管理体制

当社は「コンプライアンス・ポリシー」において、反社会的勢力との関係を持たないこと、及び会社の利益あるいは自己保身のために、反社会的勢力を利用しないことを基本方針としております。

また、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。

具体的な対応方法としては、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、上記基本方針を明示するとともに、排除体制並びに対応方法を定めます。

今後も所轄警察署並びに関係団体と連絡を密にして情報収集に努め、反社会的勢力の事前排除ができる体制作りを進めていくとともに、社内研修等においてマニュアルで定めた内容等の周知徹底を図り、実効性をもって運用できるよう、社員教育に努めてまいりたいと思っております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりです。

### ① 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、原則として月1回または必要に応じて臨時に取締役会を開催しており、当事業年度においては定時取締役会を12回、臨時取締役会を5回開催しました。定時取締役会では、月次決算及び業務に関する報告がなされており、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに、日常の業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。

## ② 監査役会による監視

当社は、監査役会規程に基づき、原則として月1回または必要に応じて臨時に監査役会を開催しており、当事業年度においては監査役会を18回開催いたしました。監査役会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

## ③ コンプライアンス体制の運用

当社は、「コンプライアンス・ポリシー」に基づき、全ての役職員が法令順守に努めるとともに、コンプライアンス違反の早期発見及び未然防止を図るため、「コンプライアンス内部通報規程」に基づき、通報窓口を社内に通知し、その運用を図っております。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期的な企業価値向上を目指して経営を行っています。企業価値は、お客様・従業員・取引先・地域社会・株主といった様々なステークホルダーへの提供価値を高めることで総合的に向上していくものととらえています。各ステークホルダーは短期的にはトレードオフの関係になることもありますが、長期的には全てのステークホルダーに満足していただけるよう、長期的価値の創造に邁進してまいります。当面は事業成長を優先することが企業価値の最大化、ひいては株主価値の最大化に資するとの考えから、その原資となる内部留保を充実させ、再投資に充当する方針です。

# 貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|------------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>資 産 の 部</b>         |                  | <b>負 債 の 部</b>       |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>3,051,215</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>968,112</b>   |
| 現金及び預金                 | 2,531,595        | 買掛金                  | 50,495           |
| 受取手形                   | 4,109            | リース債務                | 2,708            |
| 売掛金                    | 510,897          | 未払金                  | 229,079          |
| 未収入金                   | 2,141            | 未払費用                 | 23,156           |
| 前払費用                   | 38,266           | 未払法人税等               | 328,070          |
| その他                    | 2,585            | 預り金                  | 5,150            |
| 貸倒引当金                  | △38,381          | 前受収益                 | 185,004          |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>406,759</b>   | 賞与引当金                | 30,765           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>87,609</b>    | 株主優待引当金              | 13,932           |
| 建物及び構築物                | 47,485           | その他                  | 99,749           |
| 工具、器具及び備品              | 143,777          | <b>固 定 負 債</b>       | <b>5,357</b>     |
| リース資産                  | 9,720            | リース債務                | 4,129            |
| 減価償却累計額                | △113,373         | その他                  | 1,227            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>148,187</b>   | <b>負 債 合 計</b>       | <b>973,469</b>   |
| ソフトウェア                 | 94,548           | <b>純 資 産 の 部</b>     |                  |
| ソフトウェア仮勘定              | 52,669           | <b>株 主 資 本</b>       | <b>2,484,324</b> |
| その他                    | 969              | 資本金                  | 420,660          |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>170,962</b>   | 資本剰余金                | 395,660          |
| 投資有価証券                 | 800              | 資本準備金                | 395,660          |
| 出資金                    | 10,469           | 利益剰余金                | 2,211,499        |
| 敷金及び保証金                | 79,153           | その他利益剰余金             | 2,211,499        |
| 繰延税金資産                 | 80,539           | 繰越利益剰余金              | 2,211,499        |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>3,457,974</b> | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△543,496</b>  |
|                        |                  | 新株予約権                | 180              |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>2,484,504</b> |
|                        |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>3,457,974</b> |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2020年3月1日から  
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金       | 額         |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 3,765,954 |
| 売 上 原 価                 |         | 541,272   |
| 売 上 総 利 益               |         | 3,224,682 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 1,923,353 |
| 営 業 利 益                 |         | 1,301,329 |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息                 | 1       |           |
| 償 却 債 権 取 立 益           | 655     |           |
| そ の 他                   | 293     | 950       |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 785     |           |
| 出 資 金 運 用 損             | 2,030   |           |
| そ の 他                   | 43      | 2,859     |
| 経 常 利 益                 |         | 1,299,420 |
| 特 別 利 益                 |         |           |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益       | 192,102 | 192,102   |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 減 損 損 失                 | 33,316  |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 525     |           |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損       | 32,934  | 66,775    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 1,424,746 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 384,072 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △2,718  | 381,353   |
| 当 期 純 利 益               |         | 1,043,392 |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から  
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

|                                       | 株 主 資 本 |           |               |                 |               |
|---------------------------------------|---------|-----------|---------------|-----------------|---------------|
|                                       | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金       |               |
|                                       |         | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 合 計 |
|                                       |         |           | 繰 越 利 益 剰 余 金 |                 |               |
| 当 期 首 残 高                             | 420,660 | 395,660   | 395,660       | 1,168,106       | 1,168,106     |
| 当 期 変 動 額                             |         |           |               |                 |               |
| 当 期 純 利 益                             |         |           |               | 1,043,392       | 1,043,392     |
| 自 己 株 式 の 取 得                         |         |           |               |                 |               |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |               |                 |               |
| 当 期 変 動 額 合 計                         | －       | －         | －             | 1,043,392       | 1,043,392     |
| 当 期 末 残 高                             | 420,660 | 395,660   | 395,660       | 2,211,499       | 2,211,499     |

|                                       | 株 主 資 本  |             | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------------|----------|-------------|-----------|-----------|
|                                       | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |           |           |
| 当 期 首 残 高                             | △511,731 | 1,472,695   | 180       | 1,472,875 |
| 当 期 変 動 額                             |          |             |           |           |
| 当 期 純 利 益                             |          | 1,043,392   |           | 1,043,392 |
| 自 己 株 式 の 取 得                         | △31,764  | △31,764     |           | △31,764   |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |          |             | －         | －         |
| 当 期 変 動 額 合 計                         | △31,764  | 1,011,628   | －         | 1,011,628 |
| 当 期 末 残 高                             | △543,496 | 2,484,324   | 180       | 2,484,504 |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年4月12日

株式会社 P R T I M E S

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 辻 村 茂 樹 ㊞

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 三 浦 貴 司 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 P R T I M E S の2020年3月1日から2021年2月28日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に状況に応じてオンライン形式も採用しながら出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に関する事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月13日

株式会社 P R T I M E S 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 向 川 壽 人 ㊟

監 査 役（社外監査役） 田 中 紀 行 ㊟

監 査 役 羽 入 敏 祐 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

##### 1. 取締役候補者

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株<br>式数 |
|-----------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1         | やまぐちたくみ<br>山 口 拓 己<br>(1974年1月12日生) | 1996年4月 山一証券㈱入社<br>1997年4月 ㈱ゴルフネットコミュニケーション入社<br>1999年10月 デロイトトーマツコンサルティング㈱(現 アビームコンサルティング㈱) 入社<br>2006年3月 ㈱ベクトル入社<br>2006年6月 同社取締役就任<br>2007年1月 当社取締役就任<br>2009年5月 当社代表取締役社長就任(現任)<br>2011年6月 ㈱セカンドニュース代表取締役就任<br>㈱ストレートプレスネットワーク(現㈱マッシュメディア) 代表取締役就任<br>2016年10月 ㈱PRリサーチ取締役就任<br>2020年1月 ㈱グッドパッチ社外取締役就任(現任) | 706,000株           |
| 2         | みしまあきひろ<br>三 島 映 拓<br>(1980年3月26日生) | 2005年3月 ㈱ベクトル入社<br>2007年8月 当社入社<br>2015年3月 当社執行役員サービス本部長就任<br>2017年5月 当社取締役経営企画本部長就任<br>2019年10月 当社取締役経営管理本部長就任(現任)                                                                                                                                                                                           | 28,400株            |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 (生年月日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の株<br>数 |
|-----------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3         | と き や す ち<br>戸 崎 康 之<br>(1981年4月5日生) | 2005年7月 (株)アクシブドットコム (現(株)<br>VOYAGE GROUP) 入社<br>2010年11月 (株)PeX(現(株)VOYAGE MARKETING)<br>代表取締役就任<br>2015年4月 (株)ドゥ・ハウス取締役就任<br>2015年12月 (株)VOYAGE GROUP取締役就任<br>2016年12月 (株)VOYAGE NEXUS代表取締役就任<br>2017年10月 (株)ゼノシス取締役就任<br>2017年10月 (株)コンサル取締役就任<br>2019年1月 (株)ベクトル執行役員経営戦略本<br>部長就任 (現任)<br>2019年5月 (株)スマートメディア取締役就任<br>(現任)<br>2020年5月 当社取締役就任 (現任)<br>2020年12月 (株)あしたのチーム取締役就任(現<br>任) | 一株                |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 (生年月日)                    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の株<br>式 数 |
|-----------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 4         | かま た かず ひこ<br>鎌 田 和 彦<br>(1965年11月8日生) | 1988年4月 (株)リクルートコスモス(現(株)コスモスイニシア)入社<br>1989年6月 (株)インテリジェンス(現 パーソルホールディングス(株))設立 取締役就任<br>1999年4月 同社代表取締役社長就任<br>2009年1月 (株)シーモン(現 アート・クラフト・サイエンス(株))取締役就任<br>2009年4月 (株)シーモン(現 アート・クラフト・サイエンス(株))代表取締役就任<br>2009年6月 (株)ペイロール社外取締役就任<br>2009年8月 (株)アイ・アム(現(株)インターワークス)社外取締役就任<br>2014年3月 (株)フルキャストホールディングス社外取締役就任<br>2015年9月 (株)トラスト・テック(現(株)ビーネックスグループ)社外取締役就任<br>2015年12月 (株)オープンハウス取締役副社長就任(現任)<br>2016年12月 (株)オープンハウス・アーキテクト取締役就任(現任)<br>2018年5月 当社社外取締役就任(現任) | 一株                  |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                      | 所有する<br>当社の株<br>式株数 |
|-------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 5     | 鈴木啓太<br>(1981年7月8日生) | 2000年2月 浦和レッドダイヤモンド入団<br>2015年10月 AuB(株)代表取締役就任(現任)<br>2016年1月 浦和レッドダイヤモンド退団、現<br>役引退<br>2019年9月 (株)ランシステム社外取締役就任<br>(現任)<br>2020年5月 当社社外取締役就任(現任) | 一株                  |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鎌田和彦氏及び鈴木啓太氏は、社外取締役候補者であります。
3. 鎌田和彦氏及び鈴木啓太氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもってそれぞれ3年及び1年となります。
4. 当社と社外取締役候補者である鎌田和彦氏及び鈴木啓太氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を既に締結しており、各候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、鎌田和彦氏及び鈴木啓太氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各取締役候補者が再任された場合には、当社は引き続き各候補者を独立役員とする予定であります。
6. 戸崎康之氏の現在及び過去10年間における親会社及び親会社の子会社における地位及び担当は、「略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)」に記載のとおりであります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び係争費用等の損害を補填することとしております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が再任された場合は、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は任期途中で更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告(22頁)に記載のとおりであります。

## 2. 取締役候補者とした理由等

取締役候補者とした理由、並びに社外取締役候補者について社外取締役とした理由及び期待される役割の概要は次のとおりであります。

### (1) 山口 拓己

当社の創業当初から取締役として経営に参画し、2009年に代表取締役就任以降は経営者として当社の成長に多大な貢献を果たしてきました。

かかる実績に基づき、当社の今後のさらなる成長、発展のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

### (2) 三島 映拓

当社の創業期からサービス事業に関与し、取締役就任後は経営企画本部長、経営管理本部長を歴任し、当社において幅広い業務執行を行うとともに、中長期的な経営意思決定に携わった経験を有しています。

かかる実績に基づき、当社の今後のさらなる成長、発展のために取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

### (3) 戸崎 康之

2005年に株式会社VOYAGE GROUPに入社、2015年より取締役として複数の事業開発業務に携わり、同社の事業拡大に貢献するとともに、経営者としての高い知見を有しております。2019年より当社の親会社である株式会社ベクトルの執行役員経営戦略本部長としてグループ全般の経営戦略業務に従事されており、当社取締役に就任以来、当社の適切な経営監督及び助言等を行っていただいております、引き続き取締役候補者となりました。

### (4) 鎌田 和彦

オープンハウス株式会社の取締役副社長として経営に参画し、豊富な経験、知見を有しております。当社社外取締役に就任以来、独立した立場から幅広い経験や知見に基づく適切な助言、監督を行っていただいております。かかる実績に基づき、今後も独立した社外取締役として、取締役会等の意思決定に独立した第三者的観点からの助言、指摘等を期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

(5) 鈴木 啓太

元プロサッカー選手として日本代表（A代表）に招集されるなど活躍をされ、またAuB株式会社の代表取締役として企業を経営されております。当社社外取締役に就任以来、これら異なる分野で培った経験に基づいて、独立した社外取締役の立場からの適切な助言、提言等を行っていただいております。今後も経営全般にわたり助言等を期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

## 第2号議案 取締役の報酬限度額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2013年12月26日開催の当社臨時株主総会において、年額100百万円以内とご承認いただき今日に至っております。急速に変化する事業環境への対応を背景に取締役の役割・責務が増大していること、企業規模・財務規模等を考慮のうえ、取締役の報酬額を年額200百万円以内（うち社外取締役は年額40百万円以内）と改定させていただきたいと存じます。

なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告23頁に記載のとおりであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、本議案のご承認により当該方針を変更することは予定しておりません。本議案は、取締役に対して付与する固定の金銭報酬に関する報酬枠を改定する議案であるところ、当該方針において定められた個人別の固定の金銭報酬に関する算定の基準、付与対象となる取締役の人数水準などに照らした報酬枠として必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

また、上記の報酬額には、従来どおり使用人兼取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

なお、現在の取締役の員数は5名（社外取締役2名）であり、第1号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決された後も、取締役の員数に変更はありません。

### 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2013年12月26日開催の当社臨時株主総会において、年額100百万円以内として、ご承認をいただいておりますが、第2号議案「取締役の報酬限度額改定の件」が原案通り承認可決されますと、当社の取締役の報酬限度額は年額200百万円以内（うち社外取締役は年額40百万円以内）となります。

今般、当社は、当社の取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに関する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬限度額とは別枠として、当社の取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額200百万円以内（うち社外取締役は年額400百万円以内）として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、2021年4月13日開催の当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告23頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただくことを条件に、株式報酬の内容等の決定方針として、社会情勢や市場水準、他社との比較等を考慮のうえ、当社における経営の意思決定及び監督機能を十分に発揮するための対価として相応しい内容等となるよう決定することなどを追加することを予定しております。

また、現在の当社の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

## 記

当社の取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の総数10,000株（うち社外取締役2,000株）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### （1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

### （2）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式とは異なる設計の譲渡制限付株式報酬制度を、当社の執行役員及び使用人に対し、導入する予定です。

以上

メ モ

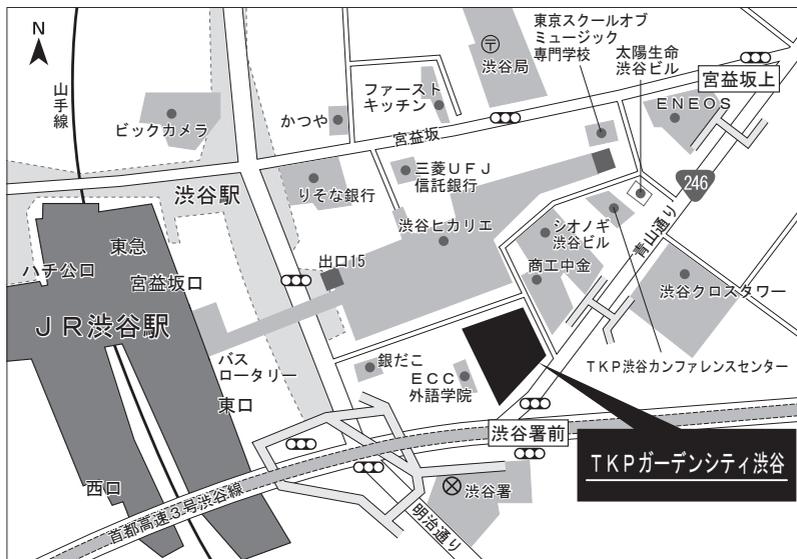
A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

## 株主総会会場ご案内図

住所：東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル4階  
TKPガーデンシティ渋谷 ホール4A  
電話番号 03-6418-1073



- 交通 ▶ JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅  
東口より徒歩3分
- ▶ 東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅  
15番出口より徒歩2分
- ▶ 東急東横線・田園都市線「渋谷」駅  
ヒカリエ方面連絡通路より徒歩3分